

桑名市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

平成19年 6 月 7 日

告示第128号

改正 平成19年10月11日告示第187号

平成20年 8 月 1 日告示第152号

平成21年 3 月26日告示第66号

平成21年 4 月 1 日告示第89号

平成22年 5 月27日告示第112号

平成22年10月 1 日告示第170号

平成26年10月15日告示第198号

平成27年 9 月25日告示第196号

平成31年 1 月21日告示第 8 号

令和 7 年12月 8 日告示第264号

令和 8 年 9 月24日告示第222号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び維持業務（樹木維持業務及び除草業務をいう。）委託をいう。以下同じ。）の請負契約について、公平性、公正性及び競争性の向上を図るため、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、当該入札者のうち最初に入札参加資格を満たした者をもって落札者と決定する事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 事後審査型入札の対象とする入札は、予定価格が50万円以上の建設工事とする。ただし、緊急を要する等、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 事後審査型入札に参加できる者は、開札日の前日において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをした者であっても、桑名市一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者若しくは更生計画の認可の決定若しくは再生計画の認可の決定を受けた者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始若しくは特別清算開始の申立て若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者又は同法に基づく破産手続開始の申立てをした者であっても、復権した者若しくは復権の決定を受けた者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約期間内に入札参加資格を失効するおそれのない者であること。
- (6) 桑名市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 発注する工事の業種について、建設業法第3条による許可を有する者であること。
- (8) 対象工事に配置を予定する現場代理人及び建設業法第26条に定める資格を有する技術者を適正に確保できている者であること。
- (9) 請負契約締結の日以前1年7月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出でき、かつ、契約期間内において経営事項審査の有効期間に空白が生じることのないよう経営事項審査を受審できる者であること。
- (10) 建設業法その他の法令、規則等に違反していない者であること。
- (11) 対象案件について、適正に積算できる能力を有する者であること。
- (12) 公告において示すその他の参加資格要件を満たす者であること。

(設計図書の公表)

第4条 設計図書は、公告において示す方法により閲覧に供するものとする。

(設計図書の取得)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、公告において示す方法により設計図書を取得するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件において入札参加者が電子入札を行うことができない場合又は郵便入札案件の場合は、公告において示す方法により設計図書を取得するものとする。

3 設計図書に関する質問等は、公告において示す期日までに公告において示す方法により行わなければならない。

4 前項の質問に対する回答は、公告において示す方法により行うものとする。

(現場説明会)

第6条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、事前に公告において明らかにするものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札者は、公告において示す方法により入札書を提出しなければならない。

(開札及び落札候補者の決定)

第8条 開札は、公告において示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格（桑名市低入札価格調査実施要綱（平成24年桑名市告示第104号。以下「低入札調査要綱」という。）に規定する低入札価格調査制度の対象となる入札の場合にあっては、低入札調査要綱第4条に規定する失格基準価格）以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。

3 前項の落札候補者となるべき者が2者以上いる場合は、電子入札案件においては桑名市建設工事等電子入札実施要綱（平成22年桑名市告示第169号）第13条、郵便入札案件においては桑名市郵便入札取扱要綱（平成16年桑名市告示第21号）第10条の規定により落札候補者を決定するものとする。

(開札の立会い)

第9条 市長は、電子入札案件の開札を行うときは桑名市建設工事等電子入札実施要綱第10条、郵便入札案件の開札を行うときは桑名市郵便入札取扱要綱第8条の規定による立会者を立ち合わせるものとする。

(入札参加資格確認資料の提出)

第10条 市長は、入札参加資格の確認を行うため、落札候補者に対し、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）に次の各号に掲げる事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を添えて提出すべき旨を速やかに通知するものとする。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表（様式第2号）

(2) 建設業許可証明書等の写し

(3) 経営事項審査結果通知書の写し

(4) 同種工事の施工実績届出書（様式第3号）

(5) 配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者等届出書（様式第4号）

(6) 営業所（特定営業所）の専任技術者証明書の写し、経営業務の管理責任者証明書の写し

(7) 配置予定の主任（監理）技術者の工事経験届出書（様式第5号）

(8) その他公告において示した資料

2 落札候補者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く。）以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の期間内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなす。

(落札者の決定)

第11条 市長は、落札候補者から提出された確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認された場合、当該落札候補者を落札者と決定し、速やかに落札決定した旨を当該落札者に通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、当該落札候補者のした入札を失格とし、予定価格の範囲内で次に低い価格をもって入札した者（以下この条において「次順位者」という。）を新たな落札候補者とし、入札参加資格要件を満たしていることが確認されたときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- 3 前項の規定による手続は落札者が決定するまで繰り返すものとする。この場合において、次順位者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札案件においては桑名市建設工事等電子入札実施要綱第13条、郵便入札案件においては桑名市郵便入札取扱要綱第10条の規定により落札候補者を決定するものとする。
- 4 市長は、入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く。）以内に書面により決定理由について説明を求めることができる。
- 6 前項の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内（市役所の閉庁日を除く。）に、回答書（様式第7号）により回答するものとする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、当該落札候補者が低入札調査要綱第3条に規定する調査基準価格未満の価格で入札をした者である場合は、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合であっても落札者とせず、低入札調査要綱の定めるところにより落札者を決定するものとする。この場合において、新たに落札候補者を決定したときは、当該落札候補者の入札参加資格の審査から再度行うものとする。

（入札の中止）

第12条 入札参加者が1者の場合は、入札を中止することができる。

（準用規定）

第13条 前各条の規定は、測量、建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託の契約に係る入札において事後審査型入札を行う場合に準用するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年10月11日告示第187号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月1日告示第152号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第89号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月27日告示第112号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第170号）

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月15日告示第198号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月25日告示第196号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月21日告示第8号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月8日告示第264号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 24 日 告示第 222 号）

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に入札の公告をしたものについて適用する。

年 月 日

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

（あて先）桑名市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

下記の工事に係る事後審査型条件付一般競争入札に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付資料に記載した事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 番 号	第 号
工 事 名	

（添付資料）

1. 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表（様式第 2 号）
2. 建設業許可証明書等の写し
3. 経営事項審査結果通知書の写し
4. 同種工事の施工実績届出書（様式第 3 号）
5. 配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（様式第 4 号）
6. 営業所（特定営業所）の専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証明書の写し
7. 配置予定の主任（監理）技術者の工事経験届出書（様式第 5 号）
8. その他公告において示した資料

事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表

(公告番号：)

(工 事 名：)

参加資格要件	左記要件に対する状況	添付書類
(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（破産者等）	☐ 非該当 ☐ 該当	
(2) 桑名市からの指名停止	☐ 非該当 ☐ 該当	
(3) 建設業の許可及び有効期限	工事業 (☐ 特定 ☐ 一般) 年 月 日から 年 月 日まで	建設業の許可証明書等の写し
(4) 経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）及び審査基準日	点 審査基準日 年 月 日	経営事項審査結果通知書の写し（公告において示した審査基準日のもの）
(5) 同種工事の元請としての施工実績	☐ 有 ☐ 無	同種工事の施工実績届出書（様式第3号）
(6) 配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者	現場代理人の適正配置 ☐ 可 ☐ 不可 主任（監理）技術者の適正配置 ☐ 可 ☐ 不可	配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（様式第4号）、資格者証の写し等
(7) 営業所（特定営業所）の専任技術者の該当	☐ 非該当 ☐ 該当	営業所（特定営業所）の専任技術者証明書の写し
(8) 経營業務の管理責任者の該当	☐ 非該当 ☐ 該当	経營業務の管理責任者証明書の写し
(9) 配置予定の主任（監理）技術者の工事経験	資 格 ☐ 有 ☐ 無 同種工事経験 ☐ 有 ☐ 無	配置予定の主任（監理）技術者の工事経験届出書（様式第5号）

(注1) (3)、(4)は、申請に係る工事業種について記載すること。

(注2) (5)は、公告において同種工事の元請としての施工実績を求めた場合に提出すること。

(注3) (9)は、公告において技術者の同種工事の施工実績を求めた場合に提出すること。

様式第3号(第10条関係)

同種工事の施工実績届出書

(公告番号：)

(工 事 名：)

工 事 名 称 等	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発 注 者 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	受注形態等	☐ 単体 ☐ 共同企業体(出資比率 %)
工 事 概 要 等	工 法 等	

この書類は、公告において同種工事の元請としての実績を求めた場合に提出すること。

なお、次の書類のいずれか1つを添付すること。

- 1 コリンズの写し(工事内容の確認のため仕様書・図面の一部(写し)を添付すること。)
 - 2 契約書の写し(工事内容の確認のため仕様書・図面の一部(写し)を添付すること。)
 - 3 契約履行証明書(工事内容の確認のため仕様書・図面の一部(写し)を添付すること。)
 - 4 工事完成認定書(工事内容の確認のため仕様書・図面の一部(写し)を添付すること。)
- (注) コリンズ(竣工カルテを除く。)又は契約書の写しの場合は、竣工を確認できる書類(完成認定書等)を併せて提出すること。

様式第4号(第10条関係)

配置予定の現場代理人及び主任(監理)技術者等届出書

(公告番号：)

(工 事 名：)

	氏 名	資 格
現場代理人	ふりがな -----	資格名称：
	ふりがな -----	資格名称：
主任技術者	ふりがな -----	資格名称：
	ふりがな -----	資格名称：
監理技術者	ふりがな -----	監理技術者資格者証番号 第 号
	ふりがな -----	監理技術者資格者証番号 第 号
その他	ふりがな -----	
	ふりがな -----	

- (注1) 有資格者にあつては、資格者証の写しを添付すること。また、主任技術者が実務経験者である場合又は公告において技術者等の実務経験年数の要件を求めた場合は、技術者等の「実務経験経歴書」を提出すること。
- (注2) 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- (注3) 直接的かつ恒常的な雇用関係が3月以上あることを証明する書類を添付すること。
- (注4) 専任技術者証明書の写しを添付すること。
- (注5) 本書に記載した技術者は、変更できません。配置予定技術者が確定していない場合は、複数の者を記載すること。

様式第5号(第10条関係)

配置予定の主任(監理)技術者の工事経験届出書

(公告番号：)

(工 事 名：)

1 配置する主任(監理)技術者

区 分	☐ 主任技術者	ふりがな	
	☐ 監理技術者	氏 名	

2 配置する主任(監理)技術者の同種工事経歴

工 事 経 歴	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発 注 者 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	元 請、下 請 の 別	☐ 元請 ☐ 下請
	当 時 の 担 当 区 分	☐ 現場代理人 ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者
	工 事 概 要・技 術 的 特 記 事 項	

(注1) 配置する主任(監理)技術者の同種工事経歴には、主なものを1件記入すること。

(注2) 工事に従事したことが確認できる書類(コリンズ等の写し)を添付すること。

(注3) この書類は、公告において技術者の同種工事の施工実績を求めた場合に提出すること。

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

様

桑 名 市 長
(公印省略)

下記入札に係る入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格が無いと認めましたので通知します。

記

公 告 番 号	第 号
工 事 場 所	
入 札 参 加 資 格 が 認 め ら れ な い 項 目	☐ 建設業許可
	☐ 地域要件
	☐ 経営事項審査総合評定値
	☐ 完成工事高
	☐ 技術者要件
	☐ その他要件

様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

回 答 書

様

桑 名 市 長
(公印省略)

年 月 日付で入札参加資格審査結果について説明を求められましたことについて、下記のとおり回答します。

記

公 告 番 号	第 号
工 事 名	
入札参加資格がないと認めた理由	